

第二十四回国会 衆議院 商工委員会議録 第五十号

(七四二)

昭和三十一年五月十六日(水曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 神田 博君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事佐本 一雄君

理事中崎 敏君 理事永井勝次郎君

阿左美廣治君 大倉 三郎君

菅野和太郎君 首藤 新八君

鈴木周次郎君 田中 角榮君

田中 龍夫君 野田 武夫君

濱野 清吾君 淵上房太郎君

森山 欽司君 加藤 清二君

多賀谷眞徳君 田中 武夫君

田中 利勝君 松尾トシ子君

松平 忠久君

出席政府委員

總理府事務官(公務局経済部長) 坂根 哲夫君

通商産業事務官(大臣官房長) 川野 芳満君

通商産業事務官(大臣官房長) 岩武 照彦君

通商産業事務官(重工業局長) 鈴木 義雄君

通商産業事務官(繊維局長) 小室 恒夫君

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局税制第一課長) 白石 正雄君

労働事務官(職業安定局長) 洪谷 直蔵君

対策部長 専門員 越田 清七君

五月十五日

中国における日本見本市開催の請願(中村高一君紹介)(第二二五七号)

中小企業に資金融資に関する請願(中崎敏君紹介)(第二二二二二号)の審査を本委員会に付託された。

同日

中小企業の振興育成に関する陳情書外一件(熊本県知事桜井三郎外二名)(第七七八〇号)

中国における日本見本市開催の陳情書(兵庫県議会議長中野文門)(第七八八〇号)

同(東京都千代田区丸の内三丁目六番地日本国際貿易促進協会長村田省蔵外一名)(第八〇九号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三三号)

○神田委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会の件についてお諮りいたします。ただいま本委員会において審査中の繊維工業設備臨時措置法案について、昨十五日大蔵委員

会より連合審査会開会の申し入れがありましたが、これを受諾するに御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 次に、繊維工業設備臨時措置法案を議題とし審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通

告がありますから順次これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 労働省が来られますと田中君に譲りますが、その間の穴埋めとして申し上げます。きのうの続きでございますが、きのうも申し上げました通り、本法案が無事に通過するかどうかのポイントは、犠牲産業であるところの機械産業を救済する策が政府において講ぜられておるかおらないかという点でございます。そこで次官に承わりますが、本法案が施行されるに当たりまして、閣議でその対策が決定されております。その対策の一つに紡織機更新促進打合せなるものが用意されておると聞きますが、その内容について次官はよく御存じでございますか。

○川野政府委員 紡織機更新促進打合せを事務次官所管のもとに作りまして、その委員会におきまして長期計画を立てまして、その計画に従いまして更新を促進させよう、こういうことでございます。

○加藤(清)委員 その内容の中に、打合せでは、内外需要を勘案して、紡織更新計画とその実施対策を検討する、こうありますが、その紡織更新の調査及び実施計画案なるものができておりますか、おつたらここへ出していただきたい。これはきのうの続きでございます。

○小室政府委員 先般重工業局長から御答弁申し上げたように、各社別に紡績会社の更新需要を調査しております。

す。一方五カ年計画に照応する紡織工業の生産の見込み等についてのお尋ねもありました。三十二年ないし三十五年の紡織の更新等の需要は、その面から推定をいたしております。その数字はただいまお配りしておる資料の中にございます。三十一年度の紡織の更新の見込み等については、別途口頭をもって御説明が行われるかと思っております。

○加藤(清)委員 各社別の更新計画と言われますが、政府は紡績ないしは機械、つまり機械の需要部門に対して、これこれのものを買えというその強制命令を発することができませんか、できませんか。

○小室政府委員 命令という意味であれば、それはいたしかねると思っております。

○加藤(清)委員 そうなりますと、需要者の自主的な更新意欲に待つ、こういうことに相なります。そうなりますした場合に、買わないということは十分考えられるのでございます。私はごめんこうむるということとは十分考えられます。そこで、ただ需要者の需要を期待しての計画というものは、これは壁にかいたもちでございまして、むなしから手形と相なっております。二、三九条のあの実績にかながみてよく御存じのほうでございます。従いまして、この審議の正確を期するために、私は二十九条の折の実績のデータを要求しておるわけでございますが、いまだ手元ございません。そこでわが党

の政策審議会が調査をいたしました結果によってこれを推定いたしますならば、もし増設の設備を禁止した場合におきましては、政府がある程度の奨励策をとられまして、遺憾なく必要の実績はぐつと低下を見ているのでございます。いずれ詳細は数字で出していただくとして、政府の把握しておられますこの実績を簡単に御説明願いたいと思つて。

○鈴木(義)政府委員 私から御説明するのは適當であるかどうかわかりませんが、御説明申し上げます。安定法二十九条の発動後の実績でございますが、綿スワ織機におきまして、大体三十九年一月から十二月までの内需は一万一千八百二十一台、輸出が五千二百二十九台、合計しまして一万六千九百五十台、こうなっております。それで二十九年の内需は一万七千九百五十五台、二十九年の内需は一万五千九百二十二台でございます。それから輸出は、二十八八年が五千四百七十一台、二十九年が一万六千四百一十台、かようになっております。そこで三十年一月から十二月までの実績をごらんになるとおわかりだと思いますが、内需の方は、実はその当時更新計画をいたしまして、一万九百七十二台を一応予想いたしました。それが、それとは同じような計画にできております。ところが輸出は、実は二十九年は一万六千台というふうな、パキスタン等の需要で非常に伸びておりますが、それが昨年は落ちまして五千二百二十九台となりまして、一昨年の需

要程度になったのであります。従いまして、生産額としましては一万六千九百五十台というように落ちておりますが、内需の方は、更新計画に予想した通りに大体いってまいります。

それから絹人絹織機の方は、内需輸出合計いたしました、二十九年は一万一千五十台でございましたが、三十年の一月から十二月までは一万六千六百四十八台とふえております。従いまして、これは更新計画の予定以上に上っております。

それから毛織機の方は、二十九年の合計が千六百七十六台でございまして、三十年の一月から十二月までは二千七百六十台ということで、これも内需輸出合計いたしました。当時考えました計画以上に取れかえが行われておる、こういう状態でございます。

○加藤(清)委員 一方的な調査ないしは答弁だけを聞いておりますと、たゞいまの答え通りでございまして、ところがこの際の絹織機とか毛織機というのは、かりに二十九条の発動があらましても、今回の例と比較するにあたりにもその条件が離れております。すなわち毛の方は、二十九条はやつてもこれはうらはらの関係に相なっておりまして、ほとんどその必要性を感じていない部門でございまして。また絹の方は、これはまた半木製の機械でございまして、更新しなければならぬ時期にずっと直面しているところの機械が多かった上に、その地方々々における県庁ないしは地方自治団体の援助ないしは企業組合の幹部の方々の更新意欲というものが相マッパチいたしました、当然のことながらふえるべきものがふ

えた、こういうことでございまして。ところが絹織機に至りましては、これがほんとうに二十九条の真髓を実行に移したものと一言い得るのでございまして、これを今回の法律をもって規制するといふものと比較する場合に、一番近い例に相なるわけでございまして。そこでこれと比較いたしてみますと、二十九年と三十年と比べますと、三十年度すなわち二十九条の発動が完全一年間実行に移された部門については、悲しいかな五二%しか行われておりません。もしこの数字が間違いないだいてけつこうでございまして。五二%しか更新をされておらず、こういう結果が生じてきております。そのおかげで、機械屋の倒産が続出した。下請も倒産し、大企業も痛手をこうむりました。その結果は、やがてここに從事しておる労働者の首切りということに相なつたのでございまして。その悲劇のどん底に追い込まれました。その業を中心とする地方自治団体は、赤字で苦しみました。その実例は、この間ここで刈谷市長が語る述べられた通りでございまして。もしうそであると算、決算書を見ていただければ一番よくわかります。あそこの学校の更新計画までができなくなつてきたのです。学校の子供は学校に行くのをやめて、山にワラビをとりに行つたのです。私も一緒にいっていきまして。私は涙がこぼれたのです。これは事実です、私はうそを言つてゐるのじやございせん。

こういう結果がここのたが来ないとは、だが保証できましようか。二十九条においてしかりでございまして。いわん

や二十九条以上の法律をもってこれを規制するというに相なります。ならば、当然の結果として二十九条以上の悪影響が出来ることは理の当然でございまして。それについて一体この更新計画をどう立てておられるのか。いまだに更新需要の計画を需要会社からとつておる段階で、どうしてこれが救済できましようか。すでにこの計画は立て終つて、そうして何月にはこれの機械がこれだけの会社に売れていくからということになれば、安心してこの法律を通すことができるのでございまして。それはできていないけれども、とにかく法律を通すだけは通せといふことなら、中小企業がぶつ倒れて死んでもよろしいという結果になるわけですね。それでよろしいうございまして。私はまさか中小企業は死んでもよろしいといふような、そんな考えは持つていらつしやらないであらうと思つて、そういうことに相なるならば、二月二十四日に発表なされたこの更新計画には、内容の裏づけがあるだらう、こういう見地に立つて承ります。

紡織機の更新は税法上でも優遇する、こう出ておりますが、税法上どのような優遇が講ぜられますか。

○小室政府委員 耐用年数の短縮につぎまして、目下大蔵省と話し合ひ中でございます。

○加藤(清)委員 目下話し合ひ中、それじやこの法律が来週中には通ることになると、通つたあとどうなりますか。

○小室政府委員 この新しい法律案は、紡織機械について新増設を絶対禁止しているわけではございせん。これは今後の需要をよく見て、各部門ご

とに必要な紡織は、これは新増設を秩序を持って認めて参りたい、こういう考えでございまして、いわゆる二十九条の場合とその点は違います。それからまた私も行政指導といたしまして、紡織を更新することを促進いたしますことは、私相当効果があると思つております。

○加藤(清)委員 繊維局長の答弁は無理からぬと思ひますが、この際これを言ひのめられたならば、それで責任ががれられる、こういうことで、自分のやううとしておることにうまい理屈をつけてそれで通す、あるいは困つたことについては、別個な角度から答弁をして言ひのめれをする、これで政府の当局の人たちは事が足りるかもしれませんが、これが実行されることによつて、親はもちろんのこと、子供までが学校に行くことさえも難渋するといふ、この実態をよくお考えになつて、ここで言ひのめれることよりも、それを救済してやるという気持ちに立つて、お答えが願ひたいのでござい

す。

次に紡織機の更新のために所要資金の融通を円滑にする、特に中小紡、織布専業者には、市中融資のあつせん等、政府金融機関融資の確保に努め、こうありますが、これは具体的にどういふことを行われようとしておりますか、それはいつから行われますか。

○小室政府委員 今日中小紡の大部分は、あまり資金的に困難を感じていないと私は存じますけれども、しかしながら同時に中小企業金融公庫の貸し出しの対象になるような、つまり中小企業としての規模を持った中小紡に対し

ては、紡織の更新については、積極的に貸し出してもらうということについて公庫と話し合つて、すでにこれは別ワクでもって貸し出してもらえるということに了解ができております。

○加藤(清)委員 それはいかほどでございせんか。

○小室政府委員 これは資金需要に応じて、まずそれほど大きな資金需要があるかどうかわかりませんが、リミットを別につけないで今考えております。

○加藤(清)委員 それは希望があれば、全部満たされる、こういうことでございせんか。

○小室政府委員 目下のところは、そういう見通しを立てております。特にお訴えしておきたいことがございまして。それは二十九条の折にもそのやうなことが行われたのであります。しかしよく考え下されば、これは直接機械屋にいく金ではありません。紡織及び織布部門は、自分がよりよくなるために、二十九条なりあるいは今度の法律なりが行われるわけでありまして。紡織部門は今日よりよくなるためでございます。ところが機械部門はこれが行われることによつて、今日よりもより悪くなつた経験を二十九条で体験しているのでございます。その際によくなるどころへ追い打ちをかけて金を融してやる、税制措置をしてやる、ますますこの部門はよくなるでございませう。けつこうでございまして。ところが悲しいことに、救うてやろうとしたところの犠牲者はお流れをちやうだいする以外に手はないのでございまして。これはおわかりになりますか、重

あつた具体論を一つ——具体的にやる
ことが一番専門の与党さんでしよう。地
象論を言うのは社会党の専門だったは
ずです、社会党は空理空論を言うでは
ないか、これがあなたたちの私を攻め
する唯一のあれだったでしょう。とこ
ろがきょうはくると変つちやつたの
です。弱りましたね。空理空論といふ
言葉は返上——返上と言つたて私私
あなたのところは返上はしたくないの
だ。こんなものはあつさりよをへ持つ
てしまつて、お互いに實際に即した掩
策を施して救う、こういうふうを持

ていきたい。だからそのつもりで答へて下さいよ。

だんだん次へいきますが、内需の更新事情についてはまた別な時間に計画的にお尋ねするとして、というのから、あなたの方からデータが出てないから、出てからさちつと実態に即してやる、こういうことにして、次は輸出振興でございますが、御承知の通り設備輸出を拡大することがほとんどできないということになれば、内需の更新か輸出以外に手がございませぬ。そこで輸出

についてどのような具体策が行われているか、ここにはいろいろあげられておりませんが、私は具体的にどのようなことが用意されているかということが承わりたいのでございます。

○鈴木義政府委員 輸出の対策といしましては、先般米御説明申し上げております通り、新しい市場の開拓が大いにやるというわけで、昨年も実は繊維機関係につきまして中近東、中南米というような方面にも人を派遣したわけでありまして、今年度も繊維機関係を全

めましてさような計画を進めていきな
い、それから昨年の調査の結果にかん

がみまして、やはり日本の輸出はアタ・サービスという点が非常に大事なものでもあります。これらにつきまして業界で一つ案を作っていたく、それに対して国として補助していききたい、このような考え方が第二点であります。これら市場調査あるいはアフター・サービスというふうな補助に對しまして、政府としては大体二千万円ぐらいの補助を考えていききたい、こういうことが今年度の計画でございます。さらに輸出の態勢も整えていききたい、いろいろ業界の態勢を整えて計画的にできるだけ輸出を促進するようにしよう、今年度の目標につきましては輸出審議会で検討いたしております。大体昨日も申し上げたかと思いますが、昨年の実績の九割上程度の目標を考えております。その中でも紡機、織機等につきましては、昨年よりも相当上の目標を持つて努力していききたい。一昨年はペキスタン方面等の需要が非常にあつたわけでありまして、それがなくなり減つておりますが、本年度はインドあるいは中南米その他の需要が相当期待できるというふうな考えております。で、エキスポーター関係も相当積極的なようでありまして、かようなわけで、目標を立てていただいま申し上げましたような施策を立てて、できるだけ輸出を振興していききたい、かように考えておる次第でございます。

○加藤(清)委員 だんだんの御説明もつともでございますが、二十九条をいよいよ発動する折にもそういうお話を承わつたのでございます。その通りのお話を承わつたのでございまして、私はしんぼうがでさぬと言つたところ

が業界の人やお役所の人はいえらいたもので、えらい人のおしやることはそれもそうだろうという事で、泣きの涙の泣き寝入りをおやりになりました。その結果どういうことになったか、内地の需要がどんどん減つた、もう売れるのは外地だけじゃないか、こういうことを見のがすはど外国のバイヤーやエージェンツたちはばかじやございせん。そこで買手はおれらだけじゃないか、こう来た。もつと負けろと言つた、皆さんは安売り競争をするからいけないという事を言いたいのでございまして、何を好んで自分の作つたものを安売りするばかりがある。安売りをしなければならぬように仕向けられてくるからするので、これをよく考えて下さい。それは商社が安売りをしたからいけないとか業者が勝手に安売り競争をしたからいけないと言われるが、自分の作つたものは、機械屋の身になつてみれば、自分のかわい子供なんですよ。これをだれが安売りたいというわけがありません。しかしそれをしなければならぬように追いつまされてくるのです。つまり力の関係なんです。やむなく一割下げた。隣りが一割下げたからお前のところも下げろ、こう言われる。それは私のところは一割二分下げましょるか、こうくる。これは当りまえのことです。向うが一割五分下げた、それじゃバイヤーの運動費から滞在費は持つて、こうなる。当りまえなんです。結局合せて三割ぐらいの値下りが参つたのでございます。それはやがて大会社の収入減となつて、これがやがて働く労働者の賃下げとなり、その賃下げは、やがてその町の中小企業の不況を

来たして参りました。大きな問題です。しかもこのたびは悲しいことにスクラップ高でございます。トン当り一台一万円で売ればいいというお話でございますが、とんでもない話なんです。トン当り二万七、八千円はとんとんなんです。へつちやんな話なんです。今三万円ぐらいしている。その材料を買つて作つた機械が、輸出にのみたよる結果は、やがてまた三割切り下げられたらこれは完全に出血輸出と相なりまして、他の機械部門が出血輸出のときは砂糖をもらつたりバナナをもらつたりしておりますが、この繊維機械だけは一人立ちをして参りました。この際バナナや砂糖をもらえますか。

これは現在すべてやめております。われわれとしましては、昨年の三月までございましたが、それをもつて一切やめておりますので、さような方法はないと思ひます。

子弟、その従業員の住んでおります地方にまでもやがて悪影響が及ぶが、それを見て見なければですか。それも、自分が勝手にやつたということならそれは勝手ですよ。自由ですよ。ところが政府の命令ないしは法律によつてそういう犠牲が生じてきますよ。それをほつておいてもよろしいですか。それをほつておくといふならば、ダムを作つたけれども水底に埋没する人はほつておくと同じことになりまして。

○鈴木(義)政府委員 繊維機械はお話の通り、従来業界が非常に強く、輸出につきましても努力されて相当の輸出を見ております。昨年の繊維の輸出は、実は先ほど来申し上げております通り、主としてペキスタン等一昨年にありました需要が減りまして、さような関係で需要は減り、輸出も不振であつたわけでありまして、われわれとしても、輸出についてはできるだけ努力し、市場調査等をしたわけでございますが、さような結果に相なつております。それから安売りの問題は、これはほかの機械関係あるいはほかの商品についても同じ問題がございまして、われわれとしましてはできるだけ業界の輸出態勢を整えてまいりたい、このないよう努力していききたい、こういうわけで、業界と現在も話し合つておるところでございます。それからもう一つ、バナナ、砂糖の補助はどうか、こういうお話でございます。

○加藤(清)委員 それで私も何と今まで一本立ちできた機械屋ですから、それに砂糖をやつてちょうだいとかバナナをやつてちょうだいとかいうことが目的じゃないのです。一本立ちできたけれども、政府の法律のおかげによつて犠牲をしようのだ、その犠牲をしようないやうにあなたは努力するとおつしやるが、二十九条のときの努力はむなしといふ言ひをせんけれども、確かに犠牲を救うことはできたが、全部救うことはできなかった、これはお認めになります。このたびも、もしそこから犠牲が出た場合には、造船のやうに砂糖からとつた金を与えるとか、あるいは利子補給をするとか等々、すでに先例があるのだから、もし犠牲が出た場合に、そういう救済措置をとる用意がありますかといふことを聞いておる。これは次官に伺います。

○川野政府委員 機械の問題につきましては、先般来局長等から種々御説明申し上げましたように、設備の更新あるいは税法上の優遇措置あるいは金融問題、こういうことをやりまして、機械産業の打撃を食い止めた、かやうに考えておる次第であります。なお造船等にやりました利子補給等のようなことは現在のところ考えておりません。

○加藤(清)委員 そうすると犠牲が出た場合に出っぱなしですか。その犠牲は、それを経営している経営者のみならず、そこに働く従業員その従業員の

○加藤(清)委員 繊維工業のことでございますが、すなわち繊維工業が正常な歩み続ける、こういうことはひいて繊維工業に関する機械産業の発達になる、こういう意味でございます。

○加藤(清)委員 だから私はききょうの当初からそれを言うておる。これは織

○加藤(清)委員 だんだんの御説明もつともでございますが、二十九条をいよいよ発動する折にもそういうお話を承わつたのでございまして、私はしんぼうがでさぬと言つたところ

○加藤(清)委員 だんだんの御説明もつともでございますが、二十九条をいよいよ発動する折にもそういうお話を承わつたのでございまして、私はしんぼうがでさぬと言つたところ

果この法案を通すまでに、ぜひ一つ具體案をしたいと思ひますが、大臣はいかようにお考えでございましょう。

○川野政府委員　通商産業省が鐵道關係の機械工業に対してまゝ引き扱ひにする、かういふお言葉がございますが、決してそういう考えは持つておりません。先ほど来申しましたように、あるいは設備更新、あるいは中小企業金融公庫から別ワケをとりまして、できる

る、あるいは二千万円の予算をもつて市場の拡大を促進する、こういうようなことで、実は機械工業の振興のためにも検討をいたしておる次第であります。なおその他のいゝ案等がございましたらば、御注意をいたさなければ、その問題等につきましては、できる限り実行に努力したい、かように考えます。

○加藤(清)委員　ただいまの、いい案があつたなら持ち寄つてこれを救済するものとしまして、というその言いたるやまことによしてございます。私もその意見にはもろ手を上げて賛成でございます。従つて残された時間は短かいようにございますが、その間に一つよくこの問題を検討いたしましたして、ほ

んとともに繊維業界に働くとこの様な犠
者、すなわち機場と機械屋が此の際救
われるというような方途を一つ編み出
したいものだと思います。従いまして
私の質問は、これで終ったわけではな
いと思いますが、あとの問題はここに留
保させていただきます。委員長の命に従
ていまして、委員長の命に従つてい
きようはこの程度にとどめます。

○神田委員長 本日はこれにて散会
いたします。明十七日午前十時より開
会することにいたします。

午後零時三十五分散会

昭和三十一年五月十九日印刷

昭和三十一年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局